



つくばみらい市告示第**167**号

市道路線の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、令和5年12月15日から15日間（閉庁日を除く）つくばみらい市役所都市建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

つくばみらい市長 小田川 浩



- |          |        |
|----------|--------|
| 1. 路線名   | 別紙のとおり |
| 2. 敷地の幅員 | 別紙のとおり |
| 3. 延長    | 別紙のとおり |

# 区域決定調書

整理番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	総延長 (m)	摘要
1	市道14311号線	谷井田1985番3地先	谷井田1985番10地先	6.0 ~ 13.6	93.5	